

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年7月6日
【届出者の氏名又は名称】	メメック・グループ・リミテッド (Memec Group Limited)
【届出者の住所又は所在地】	英国 SG1 2EFハートフォードシャー州 ミードウェイ テクノロジーパーク、 スティーブニッジ、ラザフォード・クローズ アヴネット・ハウス (Avnet House, Rutherford Close, Meadway Technology Park, Stevenage Hertfordshire SG1 2EF United Kingdom)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 中村 さおり / 同 合田 久輝
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング29階 伊藤見富法律事務所
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(03) 3214 - 6522
【事務連絡者氏名】	弁護士 中村 さおり / 同 合田 久輝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、メメック・グループ・リミテッドをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、インターニックス株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株券等に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の記載において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

インターニックス株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

- (1) 普通株式
- (2) 新株予約権

対象者の平成17年6月21日開催の第35期定時株主総会及び同年8月17日開催の取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、Avnet, Inc.（ニューヨーク州法人、本社米国アリゾナ州、ニューヨーク証券取引所上場）の完全子会社であるAvnet Holdings UK Limitedによりその発行済株式の全てを所有されている中間持株会社であり、当社がその株式を所有する主として先端半導体のマーケティング及び販売に従事する子会社の資金管理を主たる業務としております。

当社の最終の親会社であるAvnet, Inc.の株式は、昭和35年以来ニューヨーク証券取引所に上場されており、Avnet, Inc.は、電子部品、企業向けコンピュータ・ストレージ製品、並びに組込サブシステムの販売をベースとして、5年以上にわたり年間連結売上高150億ドル（約1兆2,000億円）以上を計上している業界大手の電子部品商社の一社であり、平成23年7月2日付けは連結売上高265.3億ドル（約2兆1,000億円）を計上しております。

この度、当社は、平成24年7月5日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に上場している対象者発行済普通株式（本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者普通株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得し、対象者を当社の完全子会社化することを主たる目的として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、6,500,696株（対象者が平成24年6月25日に提出した第42期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の発行済株式総数（9,903,800株）に同有価証券報告書に記載された本新株予約権の目的たる株式数（65,700株）を加えた数から、同有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在、対象者が所有する自己株式数（218,945株）を除く株式数（9,750,555株）に占める割合（以下「所有割合」といいます。）にして66.67%）を買付予定数の下限として設定しておりますので、応募株券等の数の合計（注）が当該下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

（注）本新株予約権については、本新株予約権の目的である対象者普通株式の数（1個当たり100株）を基準に、応募株券等の数の合計を計算します。以下同じです。

他方、上記のとおり、当社は、対象者を完全子会社化することを企図しており、また、本公開買付けにおける買付価格による売却を希望する対象者株主の皆様にも、対象者株式の売却の機会を確保するために、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限は定めておりません。従って、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（6,500,696株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。また、本公開買付けによって、当社が対象者の発行済普通株式（対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、下記「(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社は、対象者に対し、本公開買付け後に、当社が対象者の発行済株式（対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得することとなるように完全子会社化のための手続の実施を求める予定です（本公開買付け及びその後の対象者の完全子会社化のための手続を含めた一連の取引を、以下「本取引」といいます。）。また、本公開買付けにより対象者株式が上場廃止となる見込み及びその事由については、後記「(7) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

なお、本公開買付けに関連して、当社は、対象者の創業者であり、対象者筆頭株主であった故藤澤義晴氏（平成24年3月15日逝去）の法定相続人全員（総称して、以下「法定相続人ら」といいます。）との間で、平成24年7月5日付で公開買付応募契約（以下「本公開買付応募契約」といいます。）を締結し、本公開買付けが開始された場合には、故藤澤義晴氏の相続財産である対象者普通株式（1,010,512株）（所有割合にして10.36%）を含む法定相続人らが所有する対象者普通株式の全てである1,633,312株（所有割合にして16.75%）を本公開買付けに応募いただく旨、合意しております。

対象者によって公表された平成24年7月5日付「アヴネット・インクの完全子会社であるメメック・グループ・リミテッドによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、下記「(5) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の株式価値算定書（KPMG）、同「独立

した法律事務所からの助言」に記載の法的助言、同「対象者における第三者委員会の設置」に記載の答申書その他の関連資料を踏まえ、当社による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、本取引を通じてアヴネット（Avnet, Inc.及び同社の連結子会社を総称していう。以下同じ。）及び対象者が戦略的パートナーとして緊密に連携することにより、それぞれが課題としていた事業領域を相互に補完し、中長期的に互いの企業価値を向上させることが可能となるとともに、本公開買付けにおける買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して市場価格を上回る価格による合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けへ賛同の意を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしたとのことです。また、対象者は、当該対象者取締役会において、本新株予約権については、公開買付けが取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。さらに、対象者は、本新株予約権が対象者又はその子会社等の役員及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであることに鑑み、本新株予約権の保有者の皆様に応募する場合においてその譲渡を承認することを予定していないとのことです。また、対象者プレスリリースによれば、上記対象者取締役会においては、対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、対象者の取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。また、上記取締役会には対象者の監査役の全員が出席し、いずれも、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(2) 本公開買付けの目的及び背景

昭和30年に米国ニューヨークにて設立されたAvnet, Inc.は、電子部品、企業向けコンピュータ・ストレージ製品、並びに組込サブシステムの販売をベースとする、業界大手の電子部品商社の一社です。アヴネットは、300社を超える世界的電子部品及び企業向けコンピュータ製造業者並びにソフトウェア開発業者と、世界の10万を超える相手先ブランド製品製造業者（OEM）、受託製造サービス（EMS）供給業者、相手先ブランド製品設計製造業者（ODM）及び付加価値再販業者（VAR）等の顧客とを繋ぐ、テクノロジー・サプライチェーンを効果的に管理し、サプライチェーンの最適化を図ることにより重要な役割を果たしています。

また、アヴネットは、サプライヤーから仕入れた電子部品、コンピュータ製品、ソフトウェアをそのまま販売するに留まらず、組立て又はその他の付加価値を施した形で販売しています。さらに、アヴネットは、顧客とサプライヤー双方の要求に合致したエンジニアリングデザイン、マネジメント及びロジスティックサービス、システム統合、サプライチェーンサービス等も提供しております。

アヴネットは、電子部品における世界最大のマーケットの一つである日本を極めて重要な市場と位置づけており、長期戦略の一環として日本ビジネスの拡張に注力しています。すなわち、アヴネットは、平成17年に英国の電子部品商社メメック社を買収し、かかる買収の一環として、メメックジャパン株式会社（現商号：アヴネットジャパン株式会社）を承継したことを契機として日本市場に参入いたしました。その後も、平成20年には、50年を超える業歴を有し、デザイン力と技術力で高い評価を得ていた電子部品商社である日本電素工業株式会社（平成21年アヴネットジャパン株式会社との合併により解散）を買収し、その結果として日本市場に関する知識、テクニカルセールス及びマーケティングの人材及び顧客を獲得することに成功しました。平成22年には、健全な財務体質をベースに有力な仕入先及び広範な得意先との取引及び電子部品ビジネスに強みを有していたユニダックス株式会社を買収することにより、新規のサプライヤー及び顧客を獲得したほか、技術力と高い専門性を享受し、日本のサプライヤー及び顧客に対してより付加価値の高い製品及びサービスの提供が可能となりました。

一方、対象者は、昭和45年の設立以来40余年の歴史を持つ独立系半導体技術商社であり、国内における半導体輸入商社の草分け的存在として、日本のエレクトロニクス産業の発展に大きく貢献してまいりました。対象者は、最大の武器であるその技術力を背景に、特にアナログICを主体とした最先端ICの取扱いに強みを持っております。また、対象者は、最適な商品を調達する商社機能にとどまらず、顧客先と仕入先との結節点にいる立ち位置を活かし、顧客先からの情報をもとに、対象者が企画・主導して、仕入先やパートナー企業とのコラボレーションによって製品を開発するなど、ソリューション・プロバイダー機能の構築にも力を注いできました。それらの結果、対象者の仕入先との関係では、特に海外半導体メーカー商品の取扱い数は、常時30社以上の実績を誇り、他方、顧客先との関係でも、国内の電子機器メーカーのほとんど（約1,500社、2,000事業所）と取引実績を構築する等、設立以降、順調に業容を拡大してきています。このように着実な成長を遂げる中で、対象者は、平成12年8月に日本証券業協会に株式を店頭登録し、その後、平成15年3月には東京証券取引所市場第二部へ株式上場し、さらに平成16年9月には東京証券取引所市場第一部に指定され、現在に至っております。

近年、国内電子機器メーカーの生産拠点が海外にシフトする中で、対象者は、平成13年12月に香港に完全子会社であるInternix Hong Kong Limitedを設立したのを皮切りに、平成15年6月には同子会社の上海オフィスを、平成16年9月には対象者のシンガポール支店を開設し、平成23年5月にはタイに完全子会社であるInternix Thai Limitedを設立するなど、

中国及びASEAN諸国を中心に、顧客先のニーズに応えるべく海外展開を積極的に推し進めてきました。

しかしながら、国内電子機器メーカーによる中国やASEAN諸国への生産等の拠点を移転する動きは、ますます迅速化かつ増大しており、そのような複数の開発・生産拠点を有する国内電子機器メーカーに対して、グローバルにデザイン・イン（顧客先製品に取扱商品を採用していただくための提案営業）から納入までの一貫したサービス体制を一段と強化することが急務となっています。特に海外移転後の国内電子機器メーカー等への販売市場においては、国内のみならず海外半導体商社も含めて競業他社との競争が一層激化しており、対象者による販売拠点・サービス拠点の海外展開は、今後より一層進むことが予想される国内電子機器メーカーの生産拠点の海外シフトを勘案すれば、質的にも量的にも未だ十分なものとはいえない状況になっております。

また、顧客先である電子機器メーカーのグローバル化並びに取扱商品の高度化及び個性化に伴い、中期的にはサプライヤーはそのような電子機器メーカー側の要求に迅速かつ確に対応できる半導体商社等にその販売代理店を集約する方向にあるといえ、半導体商社間の淘汰が進むものと思われま。かかる状況に鑑みれば、対象者は、より一層、商圏の拡大・強固化に尽力し、多角化するサプライヤー及び顧客先のニーズに的確に応えることができる体制を早急に構築する必要があります。

上記のような経営環境の中で、対象者においても、常々、価値観や理念を共有し、対象者の更なるグローバル化に貢献し、ひいては互いに企業価値を高めていける戦略的パートナーを模索してきたとのことです。

このような状況の中、アヴネットと対象者は、平成23年12月より、戦略的パートナーシップの構築に向けた本格的な協議を開始し、両社が緊密に連携することにより期待できるシナジーの検討や、シナジーを最大化するために両社が取り得る選択肢等に関し、協議・交渉を重ねてまいりました。

その結果、アヴネット及び対象者は、両社が戦略的パートナーとして緊密に連携することにより、それぞれが課題としていた事業領域を相互に補完し、お互いの企業価値を向上させることが可能となり、かつかかる両社の連携の成果を最大化するためには、対象者が当社の完全子会社となり、アヴネットと対象者が一体となって事業展開をしていくことが最も有効かつ適切であるとの判断に至りました。

すなわち、上記のとおり、アヴネットは、長期戦略の一環として、今後も継続的に成長が期待される日本ビジネスの拡張を重要視しているところ、高度な技術力と長年にわたり蓄積されたノウハウを背景に、最先端技術を有する多くの海外メーカーを仕入先に持ち、幅広い顧客先を有する対象者と連携することにより、日本ビジネスの更なる拡張を実現することが可能となる一方、対象者においては、国内電子機器メーカーが生産拠点を海外にシフトし、国内外の半導体商社との競争が激化していく中で、顧客先のニーズに合わせてグローバルな販売体制を早急に確立することを重要かつ喫緊の課題と考えていたところ、当社を含むアヴネットと一体となって事業展開することにより、アヴネットの有するグローバルな販売網や信用力を用いて対象者が従前培ってきた技術力を世界各国で提供可能となり、顧客先の生産等の拠点の海外シフト及び海外市場における競争激化にも十分に対応できるものと考えます。

また、アヴネット及び対象者が一体となって事業展開するに際しては、アヴネット及び対象者が緊密に連携し迅速に実行していくことが必要となること、対象者に多数の投資家の方々が存在する状況では、アヴネットと対象者間の連携が潜在的な利益相反状況を生じさせる可能性があり、アヴネット及び対象者間の戦略的連携により得られるシナジーの最大化に力点を置いた一体性のある事業展開を迅速に実行することが困難となるおそれがあります。アヴネットと対象者が、戦略的パートナーとして緊密に連携し、そのシナジーを最大化していくためには、対象者が当社の完全子会社となり、短期的な業績変動に過度に捉われず、中長期的な視点に立ち、潜在的な利益相反の問題等対象者が上場会社であることに伴う各種の制約に捉われることなく、アヴネットの一員として、一体になって事業展開を行っていくことが、最も有効かつ適切であると考えております。

このような検討過程を経て、アヴネット及び対象者は、両社が戦略的パートナーとして緊密に連携することで得られるシナジーを最大化するためには、当社が対象者を完全子会社化し、アヴネットと対象者が一体となって事業展開をしていくことが最も有効かつ適切であるとの判断に至ったことから、平成24年7月、当社において本公開買付けを含む本取引を実施することを決定いたしました。

なお、当社は、対象者との間で、平成24年7月5日（以下「契約締結日」といいます。）付で本公開買付けに関する契約（以下「本公開買付開始契約」といいます。）を締結しております。同契約の概要は以下のとおりです。

- () 公開買付者は本公開買付開始契約締結後速やかに本公開買付けを開始し、対象者は、公開買付届出書の提出後速やかに、本公開買付けに賛同する旨の意見表明報告書を提出するものとする。
- () 公開買付者は、(a)対象者が本公開買付けに賛同する旨の意見表明報告書の提出について取締役会の承認を得なかったとき、又は取締役会の承認が撤回され、若しくは何らかの方法で修正されたとき、(b)法定相続人らが本公開買付応募契約を公開買付者との間で締結しなかったとき、(c)対象者が本公開買付開始契約に違反したとき、又は(d)本公開買付開始契約が解除されたときには、本公開買付けを開始する義務を負わないものとする。
- () 対象者は、公開買付期間中、公開買付者に対し、適用法令等の許容する範囲内で、本公開買付けの成立のために必要な合理的な協力を行うものとする。
- () 対象者は、契約締結日から下記()記載の株主総会の終了までの間、原則として、従前の業務と一貫性のある通常

の業務の過程及び適用法令等に従ってその業務を行うものとする。

- () 対象者は、公開買付期間中、直接間接を問わず、原則として、第三者に対し、対象者の株式又は資産の買収、譲渡、処分等に係る一定の提案に関する勧誘、意図的な奨励又は促進、交渉、情報提供、合意の締結等を行ってはならない。
- () 対象者は、本公開買付けの完了後、公開買付者が対象者に対する支配権を実効化できるよう、必要なあらゆる努力をするものとする。これには、本公開買付けの終了後実務上可能な限り速やかに（遅くとも平成24年10月末日までに）株主総会を開催すること、公開買付者の指名する取締役及び／又は監査役の選任、株主総会における議決権行使並びに完全子会社化及び上場廃止のための手続に関する協力を含むが、これらに限られないものとする。
- () 対象者は、対象者が所有する自己株式について、本公開買付けに応募しないものとする。

(3) 本公開買付け後の経営方針

対象者の経営体制、経営方針等については、アヴネット及び対象者の企業価値向上を目的として今後対象者と協議・検討を行うことを予定しております。

(4) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項等

本公開買付けに関連して、当社は、法定相続人らとの間で、平成24年7月5日付で本公開買付応募契約を締結し、本公開買付けが開始された場合には、故藤澤義晴氏の相続財産である対象者普通株式（1,010,512株）（所有割合にして10.36%）を含む法定相続人らが所有する対象者普通株式の全てである1,633,312株（所有割合にして16.75%）を本公開買付けに応募いただく旨、合意しております。さらに、法定相続人らは、本公開買付応募契約において、当社が対象者の株主名簿に記載又は記録されるより前の日を基準日とする対象者の全ての株主総会について、当社が許容する形式及び内容の委任状その他必要な書面を交付し、又はその他当社の指示に従ってその所有株式に係る議決権を行使することに合意しております。

(5) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、当社が本取引により対象者を当社の完全子会社とすることを意図しており、対象者の少数株主と利害が一致しない構造的な可能性があり得ることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のよう な措置を講じております。

独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

イ 普通株式

当社は、本公開買付けにおける対象者の普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるプライスウォーターハウスクーパース株式会社（以下「PwC」といいます。）に対し、対象者の株式価値評価を依頼しました（なお、PwCは、アヴネット及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに 関して記載すべき重要な利害関係を有しません。）。

PwCは、市場株価基準方式、類似会社比準方式、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下「DCF方式」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値評価を行い、当社はPwCから平成24年7月3日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価基準方式 345円から353円

類似会社比準方式 335円から350円

DCF方式 514円から673円

市場株価基準方式では、平成24年7月2日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の基準日終値353円、直近1ヶ月間の取引成立日の終値平均値345円（小数点以下四捨五入）及び出来高加重平均値345円（小数点以下四捨五入）、並びに直近3ヶ月間の取引成立日の終値平均値348円（小数点以下四捨五入）及び出来高加重平均値348円（小数点以下四捨五入）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を345円から353円までと分析しております。

類似会社比準方式では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を335円から350円までと分析しております。

DCF方式では、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引引いて株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を514円から673円までと分析しております。

当社は、PwCから取得した株式価値算定書記載の分析結果を参考にしながら、対象者の筆頭株主であった故藤澤義晴氏及び法定相続人らとの間の対象者株式の取得に係る協議・交渉、対象者へのデュー・ディリジェンス（法務・会計・税務等）の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し及び対象者株式の市場株価動向等を総合的に勘案し、平成24年7月5日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を1株当たり655円と決定しました。

本公開買付価格である1株当たり655円は、本公開買付けの実施についての公表日の直前営業日である平成24年7月4日の東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値354円に対して、85.0%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去1週間（平成24年6月28日から平成24年7月4日まで）の普通取引終値の単純平均352円（小数点以下四捨五入）に対して、86.1%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成24年6月5日から平成24年7月4日まで）の普通取引終値の単純平均346円（小数点以下四捨五入）に対して、89.3%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成24年4月5日から平成24年7月4日まで）の普通取引終値の単純平均347円（小数点以下四捨五入）に対して、88.8%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成24年1月5日から平成24年7月4日まで）の普通取引終値の単純平均359円（小数点以下四捨五入）に対して、82.5%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）となります。

なお、本公開買付価格である1株当たり655円は、本公開買付けの開始日の前営業日である平成24年7月5日の東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値354円に対して、85.0%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）となります。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付けの買付価格の妥当性を検討するにあたって、アヴネット及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである株式会社KPMGFAS（以下「KPMG」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年7月4日付でKPMGより、本公開買付けにおける買付価格の妥当性を検討するための参考資料として株式価値算定書（以下「株式価値算定書（KPMG）」）といっています。）を取得したとのことです。なお、対象者は、KPMGから、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

KPMGは、株式価値算定書（KPMG）において、市場株価平均法及びディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて対象者普通株式の株式価値を算定しており、上記各手法に基づいて算定された、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法 345円から353円

DCF法 492円から791円

市場株価平均法では、平成24年7月2日を算定基準日として東京証券取引所における対象者の普通株式の基準日終値353円、直近1週間の取引成立日の終値単純平均値349円（小数点以下四捨五入）、直近1ヶ月間の取引成立日の終値単純平均値345円（小数点以下四捨五入）、及び直近3ヶ月間の取引成立日の終値単純平均値348円（小数点以下四捨五入）を基に、対象者の普通株式の1株当たりの株式価値を345円～353円までと分析したとのことです。

DCF法では、対象者が作成した事業計画に、本公開買付けの実行により将来的に実現可能と考えられるシナジー効果を加算した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を492円～791円までと分析したとのことです。

なお、KPMGは、アヴネット及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

□ 新株予約権

本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、本新株予約権は、役員又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使にかかる条件として、本新株予約権の行使時において対象者又は対象者の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役又は使用人のいずれかの地位にあることを要するとされ、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれを行使できず、また本新株予約権の行使価額（968円）が本公開買付け価格である655円を上回っていることから、本新株予約権の買付け価格は、1個当たり1円としています。

また、対象者は、本新株予約権については、当社が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定書を取得しておらず、対価の妥当性について検証していないとのことです。

独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本取引に係る審議に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、平成23年12月に当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所（以下「TMI」といいます。）を選任し、本取引に対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けているとのことです。

対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、平成24年4月9日、対象者取締役会は、本取引に関する対象者取締役会を公正に実施し、その意思決定過程における恣意性を排除することで利益相反のおそれを回避するとともに、対象者取締役会において本取引を行う旨の決定をすることが、本公開買付け後の少数株主を含む一般株主（以下「少数株主等」といいます。）にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、当社、アヴネット及び対象者取締役会からの独立性が高い対象者社外監査役である米永栄一郎氏並びに外部有識者である熊谷均氏（公認会計士、トラスティーズFAS株式会社代表取締役パートナー）及び西田章氏（弁護士、西田法律事務所）の3名で構成される第三者委員会を設置し、当該第三者委員会に対し、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程の公正性、(c)本取引により対象者の少数株主等に交付される対価の妥当性及び(d)本取引が対象者の少数株主等にとって不利益であるか否かを諮問し、これらの点についての答申を対象者取締役会に提出することを委嘱したとのことです。

第三者委員会は、平成24年4月9日より同年7月4日まで合計6回開催され、上記諮問事項についての協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、対象者取締役会の構成員並びに対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるKPMGから、当社の提案内容、KPMGのアヴネット及び対象者からの独立性並びに本取引の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等について説明を受けるとともに、対象者のリーガル・アドバイザーであるTMIから上記について法的側面からの説明を受けた上で、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。さらに、KPMGが作成した株式価値算定書（KPMG）及びKPMGからの助言を参考にするとともに、KPMGから、株式価値算定書（KPMG）に基づき、対象者の普通株式の価値評価に関する説明を受け、また、必要に応じて、TMIから、本取引に係る手続の公正性等について助言を得たとのことです。

第三者委員会は、このような経緯のもとで、これらの検討結果を前提に上記諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、平成24年7月4日に、対象者取締役会に対し、(a)本取引により対象者の企業価値の向上があると認められ、本取引の目的は正当であり、(b)本取引に係る交渉過程の手続は公正であり、(c)本取引により対象者の少数株主等に交付され

る対価は妥当であり、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提にすると、本取引は対象者の少数株主等にとって不利益ではない旨を内容とする答申書を提出したとのことです。

対象者における取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、KPMGから取得した株式価値算定書(KPMG)、TMIから得た法的助言、第三者委員会から取得した答申書その他の関連資料を踏まえ、当社による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、本取引を通じてアヴネット及び対象者が戦略的パートナーとして緊密に連携することにより、それぞれが課題としていた事業領域を相互に補完し、中長期的に互いの企業価値を向上させることが可能となるとともに、本公開買付けにおける買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して市場価格を上回る価格による合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年7月5日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、対象者の取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。また、対象者は、上記取締役会において、本新株予約権については、公開買付者が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。さらに、対象者は、本新株予約権が対象者又はその子会社等の役員及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであることに鑑み、本新株予約権の保有者の皆様に応募する場合においてその譲渡を承認することを予定していないとのことです。

また、上記取締役会には対象者の監査役の全員が出席し、いずれも、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、31営業日としております。

公開買付期間を法令に定められた最短期間より比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募につき、適切な判断機会を提供しつつ、対象者普通株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保することを企図しています。

買付予定の株券等の数の下限の設定

当社は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限（6,500,696株）以上の応募があることをその成立の条件としております。買付予定数の下限（6,500,696株）は、対象者が平成24年6月25日に提出した第42期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（9,903,800株）に同有価証券報告書に記載された本新株予約権の目的たる株式数（65,700株）を加えた数から、同有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在、対象者が所有する自己株式数（218,945株）を除く株式数（9,750,555株）に対して66.67%の所有割合を有する株式数とされています。このように、当社は、対象者の株主の皆様を尊重し、株主の皆様からの多数の賛同が得られない場合には、本公開買付け及び本取引を行わないこととしております。

(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けにおいて対象者の全株式（対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け終了後に、以下に述べる方法により対象者の完全子会社化を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社とすること、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び対象者の当該普通株式の全部（対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得と引き換えに別個の種類の対象者株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む株主総会の開催を対象者に要請する予定です。

また、上記株主総会にて上記の付議議案に対するご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記については、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者の普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者は、対象者に対し、上記の定款変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会の開催を要請する予定です。

なお、公開買付者は、上記の株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主のうち交付されるべき当該別個の種類の対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類の対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が本公開買付価格と同一になるよう算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本書提出日現在未定であります。公開買付者は、公開買付者が対象者の所有する自己株式を除く発行済株式総数の100%を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。なお、公開買付者は、本公開買付けの終了後実務上可能な限り速やかに（遅くとも平成24年10月末日までに）上記株主総会及び種類株主総会を開催し、これらの株主総会及び種類株主総会の決議後実務上合理的に可能な範囲内で速やかに対象者を公開買付者の完全子会社とするための施策を完了させることを予定しております。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、(a)上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b)上記の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。これらの方法による請求又は申立てを行うに際しての必要な手続に関しては、株主各位において、自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、本公開買付けは、上記株主総会及び種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続における税務上の取扱いについては、税理士等の専門家にご自身でご確認頂きますよう、お願いいたします。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の対象者株主の対象者の株式の所有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また、実施に時間を要する可能性があります。但し、その場合でも公開買付者以外の対象者株主に対して最終的に金銭を交付する方法により、対象者の完全子会社化を実施することを予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一になる

よう算定する予定です。以上の場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表します。

(7) 上場廃止となる見込み及びその事由

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、対象者普通株式は、東京証券取引所における上場廃止基準に抵触した場合に、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けが完了した時点において当該基準に該当しない場合でも、上記「(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、適用ある法令に従い、対象者の完全子会社化を実施することを予定していますので、その場合には対象者の普通株式は上場廃止になります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

また、上記「(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された対象者の普通株式の対価として交付されることとなる別の種類の対象者の株式の上場申請は行われたい予定です。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成24年7月6日（金曜日）から平成24年8月20日（月曜日）まで（31営業日）
公告日	平成24年7月6日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき金655円
新株予約権証券	新株予約権 1 個につき金 1 円
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>イ 普通株式</p> <p>当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである P w C に対し、対象者の株式価値評価を依頼しました（なお、P w C は、アヴネット及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しません。）。</p> <p>P w C は、市場株価基準方式、類似会社比準方式、D C F 方式の各手法を用いて対象者の株式価値評価を行い、当社は P w C から平成24年7月3日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。上記各手法において分析された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価基準方式 345円から353円 類似会社比準方式 335円から350円 D C F 方式 514円から673円</p> <p>市場株価基準方式では、平成24年7月2日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の基準日終値353円、直近 1 ヶ月間の取引成立日の終値平均値345円（小数点以下四捨五入）及び出来高加重平均値345円（小数点以下四捨五入）、並びに直近 3 ヶ月間の取引成立日の終値平均値348円（小数点以下四捨五入）及び出来高加重平均値348円（小数点以下四捨五入）を基に、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 345円から353円までと分析しております。</p> <p>類似会社比準方式では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を335円から350円までと分析しております。</p> <p>D C F 方式では、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を514円から673円までと分析しております。</p> <p>当社は、P w C から取得した株式価値算定書記載の分析結果を参考にしながら、対象者の筆頭株主であった故藤澤義晴氏及び法定相続人らとの間の対象者株式の取得に係る協議・交渉、対象者へのデュー・ディリジェンス（法務・会計・税務等）の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し及び対象者株式の市場株価動向等を総合的に勘案し、平成24年7月5日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を 1 株当たり655円と決定しました。</p>

	<p>本公開買付価格である1株当たり655円は、本公開買付けの実施についての公表日の直前営業日である平成24年7月4日の東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値354円に対して、85.0%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去1週間（平成24年6月28日から平成24年7月4日まで）の普通取引終値の単純平均352円（小数点以下四捨五入）に対して、86.1%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成24年6月5日から平成24年7月4日まで）の普通取引終値の単純平均346円（小数点以下四捨五入）に対して、89.3%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成24年4月5日から平成24年7月4日まで）の普通取引終値の単純平均347円（小数点以下四捨五入）に対して、88.8%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成24年1月5日から平成24年7月4日まで）の普通取引終値の単純平均359円（小数点以下四捨五入）に対して、82.5%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）となります。</p> <p>なお、本公開買付価格である1株当たり655円は、本公開買付けの開始日の前営業日である平成24年7月5日の東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値354円に対して、85.0%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）となります。</p> <p>□ 新株予約権</p> <p>本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、本新株予約権は、役員又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使にかかる条件として、本新株予約権の行使時において対象者又は対象者の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役又は使用人のいずれかの地位にあることを要するとされ、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれを行使できず、また本新株予約権の行使価額（968円）が本公開買付価格である655円を上回っていることから、本新株予約権の買付価格は、1個当たり1円としています。</p>
算定の経緯	<p>（本公開買付価格の決定に至る経緯）</p> <p>当社は、本書提出日現在、Avnet, Inc.の完全子会社であるAvnet Holdings UK Limitedによりその発行済株式の全てを所有されている中間持株会社であり、当社がその株式を所有する主として先端半導体のマーケティング及び販売に従事する子会社の資金管理を主たる業務としております。</p> <p>当社の最終の親会社であるAvnet, Inc.の株式は、昭和35年以来ニューヨーク証券取引所に上場されており、Avnet, Inc.は、電子部品、企業向けコンピュータ・ストレージ製品、並びに組込サブシステムの販売をベースとして、5年以上にわたり年間連結売上高150億ドル（約1兆2,000億円）以上を計上している業界大手の電子部品商社の一社であり、平成23年7月2日期は連結売上高265.3億ドル（約2兆1,000億円）を計上しております。</p> <p>アヴネットは、電子部品における世界最大のマーケットの一つである日本を極めて重要な市場と位置づけており、長期戦略の一環として日本ビジネスの拡張に注力しています。すなわち、アヴネットは、平成17年に英国の電子部品商社メメック社を買収し、かかる買収の一環として、メメックジャパン株式会社（現商号：アヴネットジャパン株式会社）を承継したことを契機として日本市場に参入いたしました。その後も、平成20年には、50年を超える業歴を有し、デザイン力と技術力で高い評価を得ていた電子部品商社である日本電素工業株式会社（平成21年アヴネットジャパン株式会社との合併により解散）を買収し、その結果として日本市場に関する知識、テクニカルセールス及びマーケティングの人材及び顧客を獲得することに成功しました。平成22年には、健全な財務体質をベースに有力な仕入先及び広範な得意先との取引及び電子部品ビジネスに強みを有していたユニダックス株式会社を買収することにより、新規のサプライヤー及び顧客を獲得したほか、技術力と高い専門性を享受し、日本のサプライヤー及び顧客に対してより付加価値の高い製品及びサービスの提供が可能となりました。</p>

一方、対象者は、昭和45年の設立以来40余年の歴史を持つ独立系半導体技術商社であり、国内における半導体輸入商社の草分け的存在として、日本のエレクトロニクス産業の発展に大きく貢献してまいりました。対象者は、最大の武器であるその技術力を背景に、特にアナログICを主体とした最先端ICの取扱いに強みを持っており、また、対象者は、最適な商品を調達する商社機能にとどまらず、顧客先と仕入先との結節点にいる立ち位置を活かし、顧客先からの情報をもとに、対象者が企画・主導して、仕入先やパートナー企業とのコラボレーションによって製品を開発するなど、ソリューション・プロバイダー機能の構築にも力を注いできました。それらの結果、対象者の仕入先との関係では、特に海外半導体メーカー商品の取扱い数は、常時30社以上の実績を誇り、他方、顧客先との関係でも、国内の電子機器メーカーのほとんど（約1,500社、2,000事業所）と取引実績を構築する等、設立以降、順調に業容を拡大してきています。このように着実な成長を遂げる中で、対象者は、平成12年8月に日本証券業協会に株式を店頭登録し、その後、平成15年3月には東京証券取引所市場第二部へ株式上場し、さらに平成16年9月には東京証券取引所市場第一部に指定され、現在に至っております。

近年、国内電子機器メーカーの生産拠点が海外にシフトする中で、対象者は、平成13年12月に香港に完全子会社であるInternix Hong Kong Limitedを設立したのを皮切りに、平成15年6月には同子会社の上海オフィスを、平成16年9月には対象者のシンガポール支店を開設し、平成23年5月にはタイに完全子会社であるInternix Thai Limitedを設立するなど、中国及びASEAN諸国を中心に、顧客先のニーズに応えるべく海外展開を積極的に推し進めてきました。

しかしながら、国内電子機器メーカーによる中国やASEAN諸国への生産等の拠点を移転する動きは、ますます迅速化かつ増大しており、そのような複数の開発・生産拠点を有する国内電子機器メーカーに対して、グローバルにデザイン・イン（顧客先製品に取扱商品を採用していただくための提案営業）から納入までの一貫したサービス体制を一段と強化することが急務となっています。特に海外移転後の国内電子機器メーカー等への販売市場においては、国内のみならず海外半導体商社も含めて競業他社との競争が一層激化しており、対象者による販売拠点・サービス拠点の海外展開は、今後より一層進むことが予想される国内電子機器メーカーの生産拠点の海外シフトを勘案すれば、質的にも量的にも未だ十分なものとはいえない状況になっております。

また、顧客先である電子機器メーカーのグローバル化並びに取扱商品の高度化及び個性化に伴い、中期的にはサプライヤーはそのような電子機器メーカー側の要求に迅速かつ的確に対応できる半導体商社等にその販売代理店を集約する方向にあるといえ、半導体商社間の淘汰が進むものと思われ、かかる状況に鑑みれば、対象者は、より一層、商圏の拡大・強固化に尽力し、多角化するサプライヤー及び顧客先のニーズに的確に対応することができる体制を早急に構築する必要があるといえます。

上記のような経営環境の中で、対象者においても、常々、価値観や理念を共有し、対象者の更なるグローバル化に貢献し、ひいては互いに企業価値を高めていける戦略的パートナーを模索してきたとのことです。

このような状況の中、アヴネットと対象者は、平成23年12月より、戦略的パートナーシップの構築に向けた本格的な協議を開始し、両社が緊密に連携することにより期待できるシナジーの検討や、シナジーを最大化するために両社が取り得る選択肢等に関し、協議・交渉を重ねてまいりました。

その結果、アヴネット及び対象者は、両社が戦略的パートナーとして緊密に連携することにより、それぞれが課題としていた事業領域を相互に補完し、お互いの企業価値を向上させることが可能となり、かつかかる両社の連携の成果を最大化するためには、対象者が当社の完全子会社となり、アヴネットと対象者が一体となって事業展開をしていくことが最も有効かつ適切であるとの判断に至りました。

すなわち、上記のとおり、アヴネットは、長期戦略の一環として、今後も継続的に成長が期待される日本ビジネスの拡張を重要視しているところ、高度な技術力と長年にわたり蓄積されたノウハウを背景に、最先端技術を有する多くの海外メーカーを仕入先に持ち、幅広い顧客先を有する対象者と連携することにより、日本ビジネスの更なる拡張を実現することが可能となる一方、対象者においては、国内電子機器メーカーが生産拠点を海外にシフトし、国内外の半導体商社との競争が激化していく中で、顧客先のニーズに合わせてグローバルな販売体制を早急に確立することを重要かつ喫緊の課題と考えていたところ、当社を含むアヴネットと一体となって事業展開することにより、アヴネットの有するグローバルな販売網や信用力を用いて対象者が従前培ってきた技術力を世界各国で提供可能となり、顧客先の生産等の拠点の海外シフト及び海外市場における競争激化にも十分に対応できるものと考えます。

また、アヴネット及び対象者が一体となって事業展開するに際しては、アヴネット及び対象者が緊密に連携し迅速に実行していくことが必要となるところ、対象者に多数の投資家の方々が存在する状況では、アヴネットと対象者間の連携が潜在的な利益相反状況を生じさせる可能性があり、アヴネット及び対象者間の戦略的連携により得られるシナジーの最大化に力点を置いた一体性のある事業展開を迅速に実行することが困難となるおそれがあります。アヴネットと対象者が、戦略的パートナーとして緊密に連携し、そのシナジーを最大化していくためには、対象者が当社の完全子会社となり、短期的な業績変動に過度に捉われず、中長期的な視点に立ち、潜在的な利益相反の問題等対象者が上場会社であることに伴う各種の制約に捉われることなく、アヴネットの一員として、一体になって事業展開を行っていくことが、最も有効かつ適切であると考えております。

このような検討過程を経て、アヴネット及び対象者は、両社が戦略的パートナーとして緊密に連携することで得られるシナジーを最大化するためには、当社が対象者を完全子会社化し、アヴネットと対象者が一体となって事業展開をしていくことが最も有効かつ適切であるとの判断に至ったことから、平成24年7月、当社において本公開買付けを含む本取引を実施することを決定いたしました。

本公開買付価格については、具体的には以下の経緯により決定いたしました。

決定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるPwCに対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました（なお、PwCは、アヴネット及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しません。）。

PwCは、市場株価基準方式、類似会社比準方式、DCF方式の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、当社はPwCから平成24年7月3日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。

当該意見の概要

上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価基準方式	345円から353円
類似会社比準方式	335円から350円
DCF方式	514円から673円

当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

当社は、PWCから取得した株式価値算定書記載の分析結果を参考にしながら、対象者の筆頭株主であった故藤澤義晴氏及び法定相続人らとの間の対象者株式の取得に係る協議・交渉、対象者へのデュー・ディリジェンス（法務・会計・税務等）の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し及び対象者株式の市場株価動向等を総合的に勘案し、平成24年7月5日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を1株当たり655円と決定しました。

本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、本新株予約権は、役員又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使にかかる条件として、本新株予約権の行使時において対象者又は対象者の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役又は使用人のいずれかの地位にあることを要するとされ、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれを行って行使できず、また本新株予約権の行使価額（968円）が本公開買付価格である655円を上回っていることから、本新株予約権の買付価格は、1個当たり1円としています。

（本公開買付けの公正性を担保するための措置）

公開買付けによる独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるPWCに対し、対象者の株式価値評価分析を依頼し、平成24年7月3日に株式価値算定書を取得いたしました。

対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付けの買付価格の妥当性を検討するにあたって、アヴネット及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるKPMGに対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年7月4日付でKPMGより、本公開買付けにおける買付価格の妥当性を検討するための参考資料として株式価値算定書（KPMG）を取得したとのことです。なお、対象者は、KPMGから、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。KPMGは、株式価値算定書（KPMG）において、市場株価平均法及びDCF法を用いて対象者普通株式の株式価値を算定しており、上記各手法に基づいて算定された、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法 345円から353円

DCF法 492円から791円

市場株価平均法では、平成24年7月2日を算定基準日として東京証券取引所における対象者の普通株式の基準日終値353円、直近1週間の取引成立日の終値単純平均値349円（小数点以下四捨五入）、直近1ヶ月間の取引成立日の終値単純平均値345円（小数点以下四捨五入）、及び直近3ヶ月間の取引成立日の終値単純平均値348円（小数点以下四捨五入）を基に、対象者の普通株式の1株当たりの株式価値を345円～353円までと分析したとのことです。

DCF法では、対象者が作成した事業計画に、本公開買付けの実行により将来的に実現可能と考えられるシナジー効果を加算した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を492円～791円までと分析したとのことです。

なお、KPMGは、アヴネット及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

また、対象者は、本新株予約権については、当社が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定書を取得しておらず、対価の妥当性について検証していないとのことです。

独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本取引に係る審議に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、平成23年12月に当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーであるTMIを選任し、本取引に対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けているとのことです。

対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、平成24年4月9日、対象者取締役会は、本取引に関する対象者取締役会を公正に実施し、その意思決定過程における恣意性を排除することで利益相反のおそれを回避するとともに、対象者取締役会において本取引を行う旨の決定をすることが、本公開買付け後の少数株主等にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、当社、アヴネット及び対象者取締役会からの独立性が高い対象者社外監査役である米永栄一郎氏並びに外部有識者である熊谷均氏（公認会計士、トラスティーズFAS株式会社代表取締役パートナー）及び西田章氏（弁護士、西田法律事務所）の3名で構成される第三者委員会を設置し、当該第三者委員会に対し、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程の公正性、(c)本取引により対象者の少数株主等に交付される対価の妥当性及び(d)本取引が対象者の少数株主等にとって不利益であるか否かを諮問し、これらの点についての答申を対象者取締役会に提出することを委嘱したとのことです。

第三者委員会は、平成24年4月9日より同年7月4日まで合計6回開催され、上記諮問事項についての協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、対象者取締役会の構成員並びに対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるKPMGから、当社の提案内容、KPMGのアヴネット及び対象者からの独立性並びに本取引の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等について説明を受けるとともに、対象者のリーガル・アドバイザーであるTMIから上記について法的側面からの説明を受けた上で、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。さらに、KPMGが作成した株式価値算定書（KPMG）及びKPMGからの助言を参考にするとともに、KPMGから、株式価値算定書（KPMG）に基づき、対象者の普通株式の価値評価に関する説明を受け、また、必要に応じて、TMIから、本取引に係る手続の公正性等について助言を得たとのことです。

第三者委員会は、このような経緯のもとで、これらの検討結果を前提に上記諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、平成24年7月4日に、対象者取締役会に対し、(a)本取引により対象者の企業価値の向上があると認められ、本取引の目的は正当であり、(b)本取引に係る交渉過程の手続は公正であり、(c)本取引により対象者の少数株主等に交付される対価は妥当であり、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提にすると、本取引は対象者の少数株主等にとって不利益ではない旨を内容とする答申書を提出したとのことです。

対象者における取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、KPMGから取得した株式価値算定書（KPMG）、TMIから得た法的助言、第三者委員会から取得した答申書その他の関連資料を踏まえ、当社による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、本取引を通じてアヴネット及び対象者が戦略的パートナーとして緊密に連携することにより、それぞれが課題としていた事業領域を相互に補完し、中長期的に互いの企業価値を向上させることが可能となるとともに、本公開買付けにおける買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して市場価格を上回る価格による合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年7月5日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、対象者の取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。また、対象者は、上記取締役会において、本新株予約権については、公開買付者が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。さらに、対象者は、本新株予約権が対象者又はその子会社等の役員及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであることに鑑み、本新株予約権の保有者の皆様に応募する場合においてその譲渡を承認することを予定していないとのことです。

また、上記取締役会には対象者の監査役の全員が出席し、いずれも、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、31営業日としております。

公開買付期間を法令に定められた最短期間より比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき、適切な判断機会を提供しつつ、対象者普通株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保することを企図しています。

買付予定の株券等の数の下限の設定

当社は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限（6,500,696株）以上の応募があることをその成立の条件としております。買付予定数の下限（6,500,696株）は、対象者が平成24年6月25日に提出した第42期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（9,903,800株）に同有価証券報告書に記載された本新株予約権の目的たる株式数（65,700株）を加えた数から、同有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在、対象者が所有する自己株式数（218,945株）を除く株式数（9,750,555株）に対して66.67%の所有割合を有する株式数とされています。このように、当社は、対象者の株主の皆様の意思を尊重し、株主の皆様からの多数の賛同が得られない場合には、本公開買付け及び本取引を行わないこととしております。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
9,750,555 (株)	6,500,696 (株)	(株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(6,500,696株)(対象者が平成24年6月25日に提出した第42期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の発行済株式総数(9,903,800株)に同有価証券報告書に記載された本新株予約権の目的たる株式数(65,700株)を加えた数から、同有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在、対象者が所有する自己株式数(218,945株)を除く株式数(9,750,555株)に占める割合にして66.67%)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しています。これは、対象者が平成24年6月25日に提出した第42期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の発行済株式総数(9,903,800株)に同有価証券報告書に記載された本新株予約権の目的たる株式数(65,700株)を加えた数から、同有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の対象者の所有する自己株式数(218,945株)を控除した数です。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	97,505
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	657
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年7月6日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年7月6日現在)(個)(g)	
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年3月31日現在)(個)(j)	96,807
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100)$ (%)	100.00

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(9,750,555株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者の平成24年6月25日提出の第42期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、本新株予約権及び単元未満株式のいずれも本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、上記有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(9,903,800株)に同有価証券報告書に記載された本新株予約権の目的となる株式数(65,700株)を加えた数から、上記有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の対象者の所有する自己株式数(218,945株)を控除した株式数(9,750,555株)に係る議決権の数である97,505個を「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年3月31日現在)(個)(j)」

として計算しております（なお、対象者の単元株式数は100株です。）。

（注3）「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

（1）【株券等の種類】

普通株式

（2）【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは対象者の株式を取得することができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項、以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項、以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされております（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本株式取得に関して、平成24年7月2日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されております。したがって、本株式取得に関しては、原則として平成24年8月1日をもって、取得禁止期間は終了する予定です。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が満了しない場合、又は、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに訂正届出書を提出いたします。

(3) 【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C フレンド証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町 7 番12号

本公開買付けに係る株券等の売付け等の申込みをされる方(株主及び新株予約権の保有者をいい、以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間の末日の午後3時00分までに応募してください。応募の際には、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)の開設の際にお届けのご印鑑をご用意ください。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主口座に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設する特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度応募株主口座へ振替えられた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。公開買付代理人に新規に口座を開設される場合、本人確認書類(注1)が必要になります。また、既に公開買付代理人に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

応募株券等が新株予約権の場合は、対象者より発行される「新株予約権証券」及び「譲渡承認通知書」をご提出ください。「新株予約権証券」及び「譲渡承認通知書」の具体的な発行手続きにつきましては、対象者までお問い合わせください。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

居住者である個人の株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注2)

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」(お客様控)を交付します。

三菱UFJ信託銀行株式会社に開設する特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続(応募株主口座への振替手続)については、公開買付代理人にご相談いただくか、又は三菱UFJ信託銀行株式会社にお問い合わせください。(注3)

公開買付期間の末日までに、本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者の普通株式も本公開買付けの対象とします。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人において新規に口座を開設される場合、次のいずれかの本人確認書類が必要になります。また、既に公開買付代理人に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては公開買付代理人にお尋ねください。

個人・・・・・・・・・・＜発行から6ヶ月以内の原本＞

住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書

＜有効期限内の原本＞

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード、旅券（パスポート）、外国人登録証明書

法人・・・・・・・・・・登記簿謄本、官公庁から発行された書類等（6ヶ月以内に作成のもので、名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの）

法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認が必要となります。

外国人株主・・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので居住者の本人確認書類に準じるもの。

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人の株主の方につきましては、株式等の譲渡取得には、原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(注3) 特別口座からの振替手続

上記に記載の通り、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の午後3時00分までに、下記に指定する者の応募受付をした本店又は全国各支店に、「公開買付応募申込受付票」（お客様控）を添付のうえ、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）に所要事項を記載のうえ、交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の午後3時00分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C フレンド証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町7番12号

（その他のS M B C フレンド証券株式会社全国各支店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C フレンド証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町7番12号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	6,386,613,525
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	20,000,000
その他(c)	5,600,000
合計(a) + (b) + (c)	6,412,213,525

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(9,750,555株)に1株当たりの買付価格(655円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計			

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
Avnet Holdings UK Limitedによる出資	6,486,989
計(d)	6,486,989

(注) 公開買付者は、上記金額の裏付けとして、Avnet Holdings UK Limitedから6,486,989,000円を上限として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。また、Avnet Holdings UK Limitedは、同社の唯一の株主であるAvnet, Inc. から上記出資のために使用する金額を調達する予定であり、同社より6,486,989,000円を上限として融資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。当社は、Avnet, Inc.の資力について、同社の貸借対照表により、同社が上記融資に必要な金額を上回る現預金を保有していることを確認しております。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

6,486,989千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C フレンド証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町7番12号

(2) 【決済の開始日】

平成24年8月27日(月曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。新株予約権については、応募に際して提出された、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」に記載した書類を応募株主等（外国の居住者である新株予約権者の場合にはその常任代理人）に対して郵送又は交付します。

1.1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,500,696株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,500,696株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びブないしソ、第3号イないしチ及びヌ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、以下の事項のいずれかに該当する場合をいいます。

対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合

対象者の重要な子会社に令第14条第1項第3号イからリまでに掲げる事実が発生した場合

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、()公開買付者が、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡その他これに準じる処分を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、()同法に基づく排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間が満了しない場合、又は()公開買付者が同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）、

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	沿革
平成12年5月	英国法に基づきChoirgrange Limitedとして設立
平成12年10月	資本金を39,200,002米ドルに増資
平成12年11月	Memec Group Limitedに商号変更
平成17年7月	アヴネットにより買収される
平成22年7月	資本金を159,200,002米ドルに増資

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

会社の目的は、英国会社法に従い無制限とする。

事業の内容

当社は、Avnet, Inc.の完全子会社であるAvnet Holdings UK Limitedによりその発行済株式の全てを所有されている中間持株会社であり、当社がその株式を所有する主として先端半導体のマーケティング及び販売に従事する子会社の資金管理を主たる業務としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成24年7月6日現在

資本金の額	発行済株式の総数
159,200,002米ドル	159,200,002株

【大株主】

平成24年7月6日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
Avnet Holdings UK Limited	Avnet House, Rutherford Close, Meadway Technology Park, Stevenage, Hertfordshire SG1 2EF United Kingdom	159,200	100
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成24年7月6日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
ディレクター	-	デイヴィッド・R・パーク (David R. Birk)	昭和22年6月12日	昭和55年 平成元年 平成4年11月 平成19年10月	Avnet, Inc.入社 Avnet, Inc. ジェネラル・カウンセル(現任) Avnet, Inc. シニアバイスプレジデント(現任) 当社 ディレクター(現任)	-
ディレクター	-	レイモンド・サドウスキ (Raymond Sadowski)	昭和29年4月24日	昭和53年 昭和62年 平成4年11月 平成5年2月 平成17年7月	Avnet, Inc.入社 Avnet, Inc. バイспレジデント Avnet, Inc. シニアバイスプレジデント(現任) Avnet, Inc. チーフ・フィナンシャル・オフィサー(現任) 当社 ディレクター(現任)	-
計						-

(2) 【経理の状況】

財務諸表の作成方法

公開買付者の財務諸表は、準拠法令及び英国会計基準(英国で公正妥当と認められた会計原則)に従って、米国ドルを表示通貨として作成されています。

監査について

公開買付者の財務諸表は、BDOエルエルピーによる国際監査基準(英国及びアイルランド)に準拠した監査を受けております。

米国ドルから日本円への換算

2010年度及び2011年度の貸借対照表並びに損益計算書における円表示金額は、それぞれ各年度末直近営業日が替レートである2010年7月2日のTTM(電信仲値)1米国ドル=87.89円及び2011年7月1日の同1米国ドル=80.85円を用いて換算しています。

[特殊な会計処理又は特異な科目表示について]

事業年度

毎年6月の最終週に近い日曜日を初日とした日から52週後の土曜日までが事業年度です。

売上高

公開買付者はグローバル電子部品商社である子会社の資金管理を統括する持株会社であるため、売上高は計上されていません。

【貸借対照表】

決算年月	(千米ドル)	(千円)	(千米ドル)	(千円)
	2010年7月3日	2010年7月3日	2011年7月2日	2011年7月2日
固定資産	869	76,376	139,497	11,278,332
流動資産	26,912	2,365,296	8,623	697,170
支払期限到来まで1年以内の債務	(622)	(54,668)	(443)	(35,817)
流動負債控除後正味流動資産	26,290	2,310,628	8,180	661,353
流動負債控除後資産合計	27,159	2,387,005	147,677	11,939,685
引当金	(818)	(71,894)	(648)	(52,391)
流動負債及び固定負債控除後資産合計	26,341	2,315,110	147,029	11,887,295
払込資本金	39,200	3,445,288	159,200	12,871,320
損益勘定残高	(12,859)	(1,130,178)	(12,171)	(984,025)
株主資本	26,341	2,315,110	147,029	11,887,295

【損益計算書】

	(千米ドル)	(千円)	(千米ドル)	(千円)
	2009年6月28日～ 2010年7月3日	2009年6月28日～ 2010年7月3日	2010年7月4日～ 2011年7月2日	2010年7月4日～ 2011年7月2日
売上高	0	0	0	0
管理費	(817)	(71,806)	(300)	(24,255)
その他営業収益	604	53,086	222	17,948
有償リース引当金	(690)	(60,644)	0	0
営業損失	(903)	(79,804)	(78)	(6,306)
特別損益	0	0	(5)	404
未収利息その他	59	5,186	930	75,191
未払利息その他	(26)	(2,285)	(159)	(12,855)
固定資産の減損損失	(21,848)	(1,920,221)	0	0
税引前当期純利益(損失)	(22,718)	(1,996,685)	688	55,625
税金	0	0	0	0
当期純利益(損失)	(22,718)	(1,996,685)	688	55,625

【株主資本等変動計算書】

該当ありません。類似する項目は以下の「財務諸表上の注記」12、13及び14をご覧ください。

【財務諸表上の注記】

1 会計方針

財務諸表作成の基準

財務諸表は、英国会計基準に準拠して、取得原価主義の下で採用される会計基準により作成されています。

公開買付者は、英国2006年会社法第400条に基づき、連結財務諸表の作成を免除されています。

公開買付者は、FRS (Financial Reporting Standards 以下「英国財務報告基準」といいます。) 1 Cash Flow Statements (revised) に基づき、公開買付者が親会社連結財務諸表の対象会社であるため、キャッシュフロー計算書の作成を免除されています。

公開買付者の議決権の100%以上がアヴネットグループによって保有されているため、公開買付者は、英国財務報告基準 8 Related Party Disclosuresに従い、同グループに属する他の関連会社との取引残高の詳細の非開示に関する特例を利用しています。

投資についての評価額

固定資産に計上されている投資については、引当金を控除して表示されています。

租税

繰延税金は割引現在価値では評価されません。また、英国財務報告基準19 Deferred Taxに特別の定めのある場合を除き、決算日までに発生したが解消されていない全ての一時的差異に対して計上されます。

外貨換算

外貨建取引は、取引発生日のレートを用いて換算されています。外貨建貨幣性資産及び負債は、貸借対照表日のレートを用いて換算されています。その差額は損益として計上されます。

2 営業損失

(千米ドル)

	2009年6月28日～2010年7月3日	2010年7月4日～2011年7月2日
監査業務に対する監査報酬	2	2

3 特別損益

(千米ドル)

	2009年6月28日～2010年7月3日	2010年7月4日～2011年7月2日
投資処分損	-	(5)

4 未収利息その他収益

(千米ドル)

	2009年6月28日～2010年7月3日	2010年7月4日～2011年7月2日
為替差益	59	915
グループ会社からの未収利息	-	15
	59	930

5 役員報酬

公開買付者の取締役はグループ会社から報酬を受け取っています。

6 未払利息その他費用

(千米ドル)

	2009年6月28日～2010年7月3日	2010年7月4日～2011年7月2日
銀行借入及び当座借越	-	2
為替差損	26	157
	26	159

7 租税

(千米ドル)

	2009年6月28日～2010年7月3日	2010年7月4日～2011年7月2日
経常活動における利益に対する課税額	-	-

(千米ドル)

	2009年6月28日～2010年7月3日	2010年7月4日～2011年7月2日
経常活動における税引前当期純利益(損失)	(22,718)	688
英国標準法人税	28%	27.5%
経常活動における税引前当期純利益×英国標準法人税	(6,361)	190
税務上の損金不算入費用	(47)	19
関連会社により放棄された損失額	-	(209)
欠損金利用額	290	-
税務上損金不算入となる減損引当額	6,118	-
期間内の課税額	-	-

2011年度における欠損金額11,588,000米ドル(2010年度における同金額11,588,000米ドル)は将来期間に亘り、未認識の繰延税金資産3,187,000米ドル(2010年度における同金額3,938,000米ドル)として利用可能です。

繰延税金資産は期間及び将来利益の不確実性の観点から計上していません。

8 固定資産投資

(千米ドル)

代価	子会社投資額
2010年7月4日時点	31,070
追加	277,275
処分	(139,933)
2011年7月2日時点	168,412

(千米ドル)

減損引当額	子会社投資額
2010年7月4日時点	(30,201)
追加	-
処分	1,286
2011年7月2日時点	(28,915)

(千米ドル)

正味簿価	子会社投資額
2011年7月2日	139,497
2010年7月3日	869

公開買付者による主要な子会社投資に関する事項は以下の通りです。

主要子会社名	国名	主要事業	公開買付者所有割合
Memec New Zealand Pty Limited	ニュージーランド	商社	100%
アヴネットジャパン株式会社	日本	商社	100%
アヴネットイーエムホールディングス ジャパン株式会社	日本	持株会社	100%
ユニダックス株式会社	日本	商社	100%
Memec Poland s p z oo	ポーランド	清算	100%
Memec Belgium	ベルギー	清算	99.6%

上記、アヴネットイーエムホールディングスジャパン株式会社はアヴネットジャパン株式会社を通じて所有しています。2011年度の日本における子会社投資追加額は、アヴネットイーエムホールディングスジャパン合同会社（現アヴネットイーエムホールディングスジャパン株式会社）追加出資引き受け及びアヴネットイーエムホールディングスジャパン株式会社及びアヴネットジャパン株式会社間の株式交換によるものです。

アヴネットイーエムホールディングスジャパン合同会社の追加出資は、同社によるユニダックス株式会社の買収を企図したグループ間借入に起因し、対価としての株式金額は12,210,537,600円（138,637,579米ドル）、グループ間借入により調達した金額は689,462,400円（7,828,107米ドル）です。当該借入金は次注釈におけるグループ会社間受取勘定を含むものです。

アヴネットジャパン株式会社に対する投資金額の増加は、2011年3月1日付のアヴネットジャパン株式会社及びアヴネットイーエムホールディングスジャパン株式会社との間の12,210,537,600円（138,637,579米ドル）相当の株式交換によるものです。

2011年度の投資処分は、上記株式交換に起因するもの及びMemec Poland s p z oo並びにMemec Belgium NVの清算完了に起因します。Memec Poland s p z ooの清算は2011年5月に完了し、10千米ドルの処分損を計上しています。また、Memec Belgium NVの清算は2011年4月に完了し、5千米ドルの処分益を計上しています。

9 売掛金

(千米ドル)

	2010年7月3日	2011年7月2日
関係会社間債権	26,800	8,587
その他	112	36
合計	26,912	8,623

689,462,400円(7,828,107米ドル)のグループ間借入は2010年7月16日に実行され、要求があり次第返済される性質のもので、同借入金に伴う利息は3カ月日本円LIBORに1%を加算した利率を適用しています。

10 買掛金(1年以内に回収見込のもの)

(千米ドル)

	2010年7月3日	2011年7月2日
営業買掛金	-	41
関係会社間債務	618	399
前受収益等	4	3
合計	622	443

11 負債・費用性引当金

(千米ドル)

	2010年7月3日	2011年7月2日
2010年7月4日時点	-	818
その他買掛金からの振替	128	-
新規引当金	690	-
当期使用額	-	(326)
テナントからの拠出金受取額	-	156
2011年7月2日	818	648

本箇所は未利用地における有償リース引当金に関連するものです。

12 払込資本金

払込資本金	額面価値	2011年株数	2010年7月3日	2011年7月2日
割当済、全額払込済資本金	1米ドル	159,200,002	39,200千米ドル	159,200千米ドル
新株の発行	1米ドル	120,000,000		120,000千米ドル

2010年7月5日付で公開買付者の資本金額は120,000千米ドル増加しています。

払込資本金	2009年6月27日	2010年7月3日
割当済、全額払込済資本金 39,200,002株、額面1米ドル	39,200千米ドル	39,200千米ドル

13 損益勘定残高

(千米ドル)

損益勘定残高	2010年7月3日	2011年7月2日
期首損益勘定残高	9,859	(12,859)
当期純利益(損失)	(22,718)	688
期末損益勘定残高	(12,859)	(12,171)

14 株主資本変動調整

(千米ドル)

株主資本変動調整	2010年7月3日	2011年7月2日
期首株主資本	49,059	26,341
当期純利益(損失)	(22,718)	688
新株の発行	-	120,000
期末株主資本	26,341	147,029

(千米ドル)

株主資本変動調整	2009年6月27日	2010年7月3日
期首株主資本	45,536	49,059
当期純利益(損失)	2,523	(22,718)
期末株主資本	49,059	26,341

15 究極の親会社

公開買付者の究極の親会社であり連結グループの支配会社はAvnet, Inc.になります。Avnet, Inc.の連結財務諸表は公表されており、Avnet, Inc.のインベスター・リレーション(アメリカ本社担当部署又はホームページ)を通じて入手することが可能です。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

該当事項はありません。

(4)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

該当事項はありません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意

公開買付者は、対象者との間で、契約締結日付で本公開買付開始契約を締結しております。同契約の概要は以下のとおりです。

- () 公開買付者は本公開買付開始契約締結後速やかに本公開買付けを開始し、対象者は、公開買付届出書の提出後速やかに、本公開買付けに賛同する旨の意見表明報告書を提出するものとする。
- () 公開買付者は、(a)対象者が本公開買付けに賛同する旨の意見表明報告書の提出について取締役会の承認を得なかったとき、又は取締役会の承認が撤回され、若しくは何らかの方法で修正されたとき、(b)法定相続人らが本公開買付応募契約を公開買付者との間で締結しなかったとき、(c)対象者が本公開買付開始契約に違反したとき、又は(d)本公開買付開始契約が解除されたときには、本公開買付けを開始する義務を負わないものとする。
- () 対象者は、公開買付期間中、公開買付者に対し、適用法令等の許容する範囲内で、本公開買付けの成立のために必要な合理的な協力を行うものとする。
- () 対象者は、契約締結日から下記()記載の株主総会の終了までの間、原則として、従前の業務と一貫性のある通常の業務の過程及び適用法令等に従ってその業務を行うものとする。
- () 対象者は、公開買付期間中、直接間接を問わず、原則として、第三者に対し、対象者の株式又は資産の買収、譲渡、処分等に係る一定の提案に関する勧誘、意図的な奨励又は促進、交渉、情報提供、合意の締結等を行ってはならない。
- () 対象者は、本公開買付けの完了後、公開買付者が対象者に対する支配権を実効化できるよう、必要なあらゆる努力をするものとする。これには、本公開買付けの終了後実務上可能な限り速やかに（遅くとも平成24年10月末日までに）株主総会を開催すること、公開買付者の指名する取締役及び／又は監査役の選任、株主総会における議決権行使並びに完全子会社化及び上場廃止のための手続に関する協力を含むが、これらに限られないものとする。
- () 対象者は、対象者が所有する自己株式について、本公開買付けに応募しないものとする。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、KPMGから取得した株式価値算定書（KPMG）、TMIから得た法的助言、第三者委員会から取得した答申書その他の関連資料を踏まえ、当社による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、本取引を通じてアヴェネット及び対象者が戦略的パートナーとして緊密に連携することにより、それぞれが課題としていた事業領域を相互に補完し、中長期的に互いの企業価値を向上させることが可能となるとともに、本公開買付けにおける買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して市場価格を上回る価格による合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年7月5日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、対象者の取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。また、対象者は、当該対象者取締役会において、本新株予約権については、公開買付者が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。さらに、対象者は、本新株予約権が対象者又はその子会社等の役員及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであることに鑑み、本新株予約権の保有者の皆様が応募する場合においてその譲渡を承認することを予定していないとのことです。

また、上記取締役会には対象者の監査役の全員が出席し、いずれも、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意

該当事項はありません。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益（当期純損失）	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部						
	平成24年1月	平成24年2月	平成24年3月	平成24年4月	平成24年5月	平成24年6月	平成24年7月
最高株価	378	410	406	378	366	352	358
最低株価	350	346	353	351	322	324	353

(注) 平成24年7月については、平成24年7月5日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数 （単元）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の 割合（％）	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第41期(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日) 平成23年 6月21日 関東財務局長に提出
 事業年度 第42期(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日) 平成24年 6月25日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所
 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

5【その他】

該当事項はありません。

以上